

岩手県告示第533号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第4項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を変更したいので、その旨告示する。

平成21年6月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 久慈溪流鳥獣保護区
- 2 区域 久慈市地内の国道281号と林道岩井川線との交点を起点とし、起点から国道281号を南東に進み市道三日町大通り線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道滝線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道荒津前線との交点に至り、同点から同市道を西に進みさらに南西に進み市道向屋敷線に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を南西に進み市道向屋敷線との交点に至り、同点から同市道を北に進み林道繫2号線との交点に至り、同点から同林道を北に進み林道大城線との交点に至り、同点から同林道を西に進みさらに北東に進みさらに西に進み林道茅森線との交点に至り、同点から同林道を北東に進み国道281号との交点に至り、同点から同国道を西に進み主要地方道戸呂町軽米線との交点に至り、同点から同主要地方道を北西に進み林道岩井川線との交点に至り、同点から同林道を北に進みさらに北東に進みさらに南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 3 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針の案
 - (1) 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区
 - (2) 鳥獣保護区の指定目的 当該区域は、久慈溪流周辺の森林地帯でその植生は、コナラ、ミズナラ等の落葉広葉樹林とアカマツ、カラマツを中心とした人工林から構成されており、久慈市の重要な水源地帯となっている。

また、当該区域は、希少動物をはじめ数多くの森林性鳥獣の良好な生息環境となっていることから、これら鳥獣の保護及び生息環境の保護上、鳥獣保護区の区域を拡大して指定するものである。
 - (3) 管理方針
 - ア 定期的な鳥獣の生息状況のモニタリング調査を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
 - イ 鳥獣の繁殖時期における人の不用意な立ち入り等による鳥獣の生息への影響を防止するため、現場巡視等を実施する。
- 5 縦覧期間及び縦覧場所
 - (1) 縦覧期間 平成21年6月19日から同年7月2日まで
 - (2) 縦覧場所 岩手県環境生活部自然保護課及び久慈地方振興局保健福祉環境部